

「新しい公共支援事業」の概要

1 支援事業の基本コンセプト(抜粋)

- ◆ NPO等の自立的活動を間接的に後押しすることが基本、**2年間の時限措置**
- ◆ 事業終了後もNPO等への支援が継続・発展するような**人材育成・仕組み作り**に重点を置く
- ◆ 意欲あるNPO等と地方自治体の連携強化を図る

2 支援対象者

- ◆ NPO法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織・・・「NPO等」という。
⇒ただし、モデル事業(右記参照)については企業等の営利組織も参加可能
- ◆ 意欲や能力があること、情報開示がなされていること、継続的に活動していること、定款・規約・事業計画書・予算書・決算書等が整備されていることなど、一定の要件あり

3 支援事業の内容

- ◆ **東京都への交付金 5億7,400万円**
- ＜基盤整備等支援事業＞
 - ①NPO等の活動基盤整備のための支援事業
⇒財務、事業計画、広報等講習会開催・専門家派遣、中間支援組織の人材育成等
 - ②寄附募集支援事業
⇒寄付募集に関する講習会開催・専門家派遣、中間支援組織の人材育成等
 - ③融資利用の円滑化のための支援事業
⇒融資申請スキル向上のための講習会開催、専門家による個別案件の出前指導等
- ＜モデル事業＞
 - ④**新しい公共の場づくりのためのモデル事業**
⇒右記参照

◎ モデル事業の概要

- ◆ 多様な担い手が協働して地域の課題解決を図るプロセスを試行する事業
- ◆ 1事業あたりの**上限額は原則1,000万円**(下限額は概ね100万円)
※モデル事業に係る予算額は最大で2億8,700万円
- ◆ **新しい取り組みが対象**であり、既存事業は原則として対象外
- ◆ **すでに行政からの補助金を受けている事業も、原則として対象外**

◎ 実施主体

- ◆ NPO等及び都道府県・市区町村 (**連携が必須**)
- ◆ NPO等及び都道府県・市区町村を構成員に含む協議体
※ **予算の交付先は、都道府県・市区町村又は協議体だが、これらの団体はさらに実施主体の構成員となっているNPO等に対し、経費の一部を助成することが**できる

◎ 選定要件

- ◆ 一般枠
 - ①地域の課題解決に向けた**先進的かつ他地域のモデル**となる取り組みであること
 - ②NPO等・企業・行政など概ね**5団体以上**が協働して**会議体を立ち上げる**こと
※モデル事業終了後も会議体を活用した取組を継続させること
- ◆ NPO等支援重点化枠
・上記①、②に加え、**NPO等に対する支援が提案に含まれる**こと

※モデル事業に震災対応案件を設けることが可能
要件緩和 ⇒ 実施主体の要件(概ね5団体)の要件を緩和
緊急措置 ⇒ 都道府県で実施事業を決定可能

ガイドライン
改 定
(H23.4.12)

4 スケジュール(予定)

		4月	7月	10月	1月
説 明 会 開 催		4月下旬			
運営委員会での審査・選定		5月中旬 第1回運営委員会	7月上旬 第2回運営委員会 8月下旬 第3回運営委員会	11月中旬 第4回運営委員会	
公募手続き	基盤整備等支援事業	5月～6月 事業者公募期間			
	モデル事業		7月 事業者の決定 支援対象者募集開始 支援対象者の決定		
			事業者の決定		

運営委員会議題

- 第1回 基本方針、事業計画、公募要領等
- 第2回 支援事業・モデル事業の決定
- 第3回 支援対象者の選定
- 第4回 第三者評価